



一社協だより まごころ 第331号



社会福祉法人 昭和町社会福祉協議会
〒409-3864 昭和町押越 955-1

【昭和町社会福祉協議会ホームページ】 URL <https://www.showashakyo.or.jp>
【記事に関するお問い合わせ】 ☎ 275-0640 FAX 268-3737

町社会福祉協議会の車両を「活用ください」！

町社会福祉協議会では、町民の皆様の社会生活の利便性の向上及びボランティア活動の推進を目的に、当会所有の車両を貸し出しています。ぜひご活用ください。

●利用手続き

- ①事前(最大1か月前まで)にお電話で利用希望日をご相談ください。
- ②町社会福祉協議会にお越しいただき、申請書をご提出ください。

※申請書は当会ホームページよりダウンロードできます。

※申請時に判子及び運転免許証をご持参ください。

※営利目的等の利用はできません。

※申請時間は、祝日及び年末年始を除く平日の午前8時30分～午後5時まで

※土日、祝日に使用する場合は、利用日前後の平日での貸出及び返却となります。

※車両の破損や故障、備品を紛失した場合は修理費用等を負担していただく場合があります。

●料金 無料(有料道路や駐車料金等は利用者負担です)

●利用期間 原則として3日間まで(年末年始を除く)

●利用限度 同一利用者による1か月間の利用回数は4回まで

●利用対象者

車いす対応車両

町内在住で車いすを利用している方又は介助者

ボランティア車両

町内在住又は勤務しており、ボランティア活動保険へ加入している運転者

●車両について

車いす対応車両

①ファンカーゴ 定員2名+車いすの方1名まで

②シエンタ(福祉車両)定員5名+車いすの方1名まで

ボランティア車両

①シエンタ(普通車両)定員7名まで



備品貸出事業を「活用ください」！

町社会福祉協議会では、地域のイベントや事業に役立つ軽スポーツ用品の他、日常生活でお困りの方へ車いすやスマートモニターなどを貸し出していますので、ぜひご活用ください。

●申請手続き

- ①事前(最大1か月前)にお電話で利用希望日をご相談ください。
- ②町社会福祉協議会にお越しいただき、申請書をご提出してください。

※申請書は当会ホームページよりダウンロードできます。

※貸出及び返却日は、祝日・年末年始を除く平日の午前8時30分～午後5時まで

※営利目的等の利用はできません。

※貸出備品について搬送や利用中における破損、紛失等が生じた場合は、原則として利用責任者がその損害を賠償するものとします。

●貸出期間

○原則として1週間まで(車いすのみ1か月まで)

●対象者

○福祉・ボランティア活動を行う町内在住者又は町内で活動する団体等
※車いす、スマートモニターは福祉・ボランティア活動を行っていない町内在住者にも貸し出しています。



3月の予定

事業は事前申し込み制です。

●コレカラ教室

- 5日(水) いすヨガ
- 13日(木) 心と身体の健康体操
- 18日(火) 背骨コンディショニング
- 24日(月) 3B体操
- 27日(木) 脳トレ体操

●社協サロン事業

- 6日(木) 天然のはちみつを使ったハンドクリームづくり体験

